

開示項目一覧

●銀行法施行規則第19条の2(単体)

1. 概況および組織に関する事項

(1) 経営の組織 (銀行子会社等の経営管理に係る体制を含む。)	16~17,25
(2) 大株主の氏名、持株数、持株数の割合	87
(3) 取締役および執行役の氏名および役職名	28
(4) 会計監査人の名称	54
(5) 営業所の名称および所在地	26~27

2. 主要な業務の内容 119

3. 主要な業務に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況	2~3
(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	
①経常収益	2
②経常利益	2
③当期純利益	2
④資本金および発行済株式総数	2
⑤純資産額	2
⑥総資産額	2
⑦預金残高	2
⑧貸出金残高	2
⑨有価証券残高	2
⑩単体自己資本比率	2
⑪配当性向	2
⑫従業員数	2
(3) 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標	

〈主要な業務の状況を示す指標〉

①業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、 実質業務純益、コア業務純益、 コア業務純益(除く投資信託解約損益)	71
②国内・国際業務別 資金運用収支、役務取引等収支、 特定取引収支、その他業務収支	71
③国内・国際業務別 資金運用勘定・資金調達勘 定の平均残高、利息、利回り、資金利ざや	71~72,86
④国内・国際業務別 受取利息・支払利息の増減	73
⑤総資産経常利益率、資本経常利益率	86
⑥総資産当期純利益率、資本当期純利益率	86

〈預金に関する指標〉

①国内・国際業務別 流動性預金・定期性預金・ 譲渡性預金・その他の預金の平均残高	75
②固定金利定期預金・変動金利定期預金・ その他の区分別 定期預金の残存期間別残高	76

〈貸出金等に関する指標〉

①国内・国際業務別 手形貸付・証書貸付・当座貸越・ 割引手形の平均残高	77
②固定金利・変動金利別 貸出金の残存期間別残高	77
③担保の種類別 貸出金残高、支払承諾見返額	78
④使途別 貸出金残高	79
⑤業種別 貸出金残高、貸出金の総額に占める割合	78
⑥中小企業等に対する貸出金残高、貸出金の総額に占め る割合	77
⑦特定海外債権残高の5%以上を占める国別残高	79
⑧国内・国際業務別 預貸率の期末値・期中平均値	86

〈有価証券に関する指標〉

①商品有価証券の種類別 平均残高	84
②有価証券の種類別 残存期間別残高	83
③国内・国際業務別 有価証券の種類別平均残高	82
④国内・国際業務別 預証率の期末値・期中平均値	86

4. 業務の運営に関する事項

(1) リスク管理体制	20~24
(2) 法令遵守体制	18~19
(3) 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取 り組みの状況	12~13
(4) 指定紛争解決機関の商号または名称	19

5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

(1) 貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書	54~65
(2) 破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件 緩和債権に該当する貸出金の額および合計額	80
(3) 自己資本充実の状況 自己資本比率規制の第3の柱に基づく 開示事項として88~111ページに掲載	
(4) 有価証券・金銭の信託・銀行法施行規則第13条の3第 1項第5号に掲げる取引に関する取得価額または契約 価額、時価および評価損益	66~70
(5) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額	79
(6) 貸出金償却額	79
(7) 会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けて いる旨	54
(8) 金融商品取引法第193条の2に基づき監査法人の監査証 明を受けている旨	54

6. 報酬等に関する事項

報酬等に関する開示事項として 112~113ページに掲載	
---------------------------------	--

報酬等に関する開示項目一覧

●銀行法施行規則第19条の3(連結)

1. 銀行および子会社等の概況に関する事項	
(1) 主要な事業の内容および組織構成	30
(2) 子会社等の名称・主たる営業所の所在地・資本金または出資金・事業の内容・設立年月日・銀行が保有する議決権の割合	30
2. 銀行および子会社等の主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	14～15
(2) 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	
①経常収益またはこれに相当するもの	30
②経常利益またはこれに相当するもの	30
③親会社株主に帰属する当期純利益	30
④包括利益	30
⑤純資産額	30
⑥総資産額	30
⑦連結自己資本比率	30
3. 直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表・連結損益計算書・連結株主資本等変動計算書	31～47
(2) 破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額および合計額	80
(3) 自己資本充実の状況 自己資本比率規制の第3の柱に基づく開示事項として88～111ページに掲載	
(4) セグメント情報	46～47
(5) 会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている旨	31
(6) 金融商品取引法第193条の2に基づき監査法人の監査証明を受けている旨	31
4. 報酬等に関する事項	報酬等に関する開示事項として112～113ページに掲載

●金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条

1. 正常債権の金額	81
2. 要管理債権の金額	81
3. 危険債権の金額	81
4. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権の金額	81

平成24年金融庁告示第21号

●第1条(単体)

1. 対象役員および対象従業員等の報酬等の決定および報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称・構成および職務に関する事項	112
2. 対象役員および対象従業員等の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項	113
3. 対象役員および対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項	113
4. 対象役員および対象従業員等の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項	113
5. 1から4に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項	113

●第2条(連結)

1. 対象役員および対象従業員等の報酬等の決定および報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称・構成および職務に関する事項	112
2. 対象役員および対象従業員等の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項	113
3. 対象役員および対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項	113
4. 対象役員および対象従業員等の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項	113
5. 1から4に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項	113